

指定地域密着型サービス事業者の指定について

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (社会福祉法人弘道福祉会)

- | | | |
|----|--------------|---|
| 1 | 事業主体 | |
| | ・法人名称 | 社会福祉法人弘道福祉会 |
| | ・法人所在地 | 守口市金田町四丁目5番16号 |
| 2 | サービスの種類 | 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 3 | 事業所の名称 | 茨木小規模多機能施設ラガール |
| 4 | 事業所の所在地 | 茨木市太田東芝町2番9号
東圏域 |
| 5 | 事業開始年月日 | 令和2年11月1日 |
| 6 | 利用者数 | 登録定員 25人
通いサービス利用定員 15人
宿泊サービス利用定員 9人 |
| 7 | 構造及び面積 | 鉄骨造 5階建(2階部分) |
| | ・居室面積 | 11.64㎡×1室、11.19㎡×8室
(基準上必要な面積1室あたり 7.43㎡以上) |
| | ・居間及び食堂の合計面積 | 53.73㎡
(基準上必要な面積 機能を十分に発揮しうる適当な広さ) |
| 8 | 従業者 | 管理者 1名(常勤兼務1名)
介護支援専門員 1名(常勤兼務1名)
看護職員 1名(常勤専従1名)
介護職員 5名(常勤専従4名、常勤兼務1名) |
| 9 | 事業運営規程 | 別紙のとおり |
| 10 | 食費 | 1,500円/日 |
| 11 | 宿泊費 | 2,000円/泊 |
| 12 | 事業者の経歴 | 平成16年3月に社会福祉法人大阪弘道会(平成21年4月に社会福祉法人弘道福祉会に名称変更)を設立し、平成17年5月に茨木市大字安威で茨木特別養護老人ホームラガールを開設しており、サテライト型居住施設として令和2年11月1日から茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガールを開設予定。
同一建物で、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、通所介護、通所介護相当サービスを運営予定。 |
| 13 | その他 | AEDは建物内に1台設置 |

参考 小規模多機能型居宅介護設備基準

- ・ 宿泊室(個室) : 床面積は7.43㎡/室以上
- ・ 居間及び食堂等 : 機能を十分に発揮しうる適当な広さ

指定地域密着型サービスの指定について
 (小規模多機能型居宅介護事業者の指定申請)

名称		茨木小規模多機能施設ラガール	
		小規模多機能型居宅介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを行う。	○
		・1事業者の登録者数29人以下	○
		・「通いサービス」の利用定員は15人/日以下（登録定員の1/2以上）	○
		・「宿泊サービス」の利用者数9人/日以下（通いサービス定員の1/3以上）	○
人員基準	事代表業者者	・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスの従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	管理者	・専ら職務に従事する常勤の管理者 事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は併設する施設等の職務との兼務可	○
		・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症 高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	従業者	<通いサービス> ・常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	○
		<訪問サービス> ・昼間:常勤換算方法で1以上	○
		<宿泊サービス> ・夜間及び深夜:夜勤1以上+宿直1以上で必要な人数(利用者がいない場合は配置しないことができる) ※従業者のうち1以上は常勤であること。 ※従業者のうち1以上は看護職員であること。	○
<介護計画の作成> ・介護支援専門員を配置（厚生労働大臣が定める研修修了者であること。） ※小規模多機能型居宅介護従業者の員数を満たす従業者を置くほか、併設する施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、併設する施設等の職務への従事が可		○	
設備基準	共通基準	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、その他必要な設備及び備品等を備えること。 (サービス提供に支障がない場合は、併設する指定地域密着型介護予防サービス事業所との設備の共用を認める。)	○
		・居間、食堂：機能を十分に発揮しうる適当な広さ ※通いサービスの利用定員は登録定員の2分の1～15人の範囲内 ※居間と食堂は同一の場所とすること可	○
		・宿泊室(個室)：床面積は7.43㎡/室以上 ※1室の定員は1人。必要と認められる場合は2人可	○
		・宿泊室(個室以外)：(宿泊利用定員-個室の定員数)×概ね7.43㎡以上 ※利用者のプライバシーが確保された構造であること。	○
		※宿泊の利用定員は通いサービスの利用定員の3分の1～9人の範囲内	○
		・立地場所は住宅地又は家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	○
運営基準	共通基準	・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 ・運営推進会議を設置すること。	○

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕

茨木小規模多機能施設ラガール 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人弘道福祉会が開設する茨木小規模多機能施設ラガール（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業（以下「事業」という。）は要介護者〔要支援者〕の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当事業所の職員は、通いを中心として、要介護者〔要支援者〕の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、茨木市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前各項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び茨木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月10日茨木市条例第46号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 茨木小規模多機能施設ラガール
- 二 所在地 茨木市太田東芝町2番9号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名、介護支援専門員及び介護職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供する。
- 二 介護支援専門員 1名（常勤1名、管理者及び介護職員と兼務）
介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画及び指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕の作成に当たる。
- 三 介護従業者
介護職員 5名（常勤5名、うち1名管理者及び介護支援専門員と兼務）

看護職員 1名（常勤1名）

介護職員は、登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供する。

看護職員は、登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- 二 営業時間 午前9時から午後5時まで
- 三 サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
 - イ 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
 - ウ 訪問サービス 24時間

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 25名
- 二 通いサービス 15名
- 三 宿泊サービス 9名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

茨木市

（指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕の作成）

第8条 当事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定小規模多機能型居宅介護計画〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日

常生活を送ることができるよう配慮する。

- 三 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は、次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用料)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)又は「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。
- 一 食事代 朝食300円、昼食600円、夕食600円
 - 二 宿泊費 1泊につき2,000円とする。
 - 三 おむつ代 実費
 - 四 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 当事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には当事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、茨木市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第14条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

（苦情処理）

第15条 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関し、介護保険法の規定により茨木市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は茨木市からの質問若しくは照会に応じ、及び茨木市が行う調査に協力するとともに、茨木市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

る。

- 3 当事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第17条 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、茨木市職員又は地域包括支援センターの職員及び指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを茨木市に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を

遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

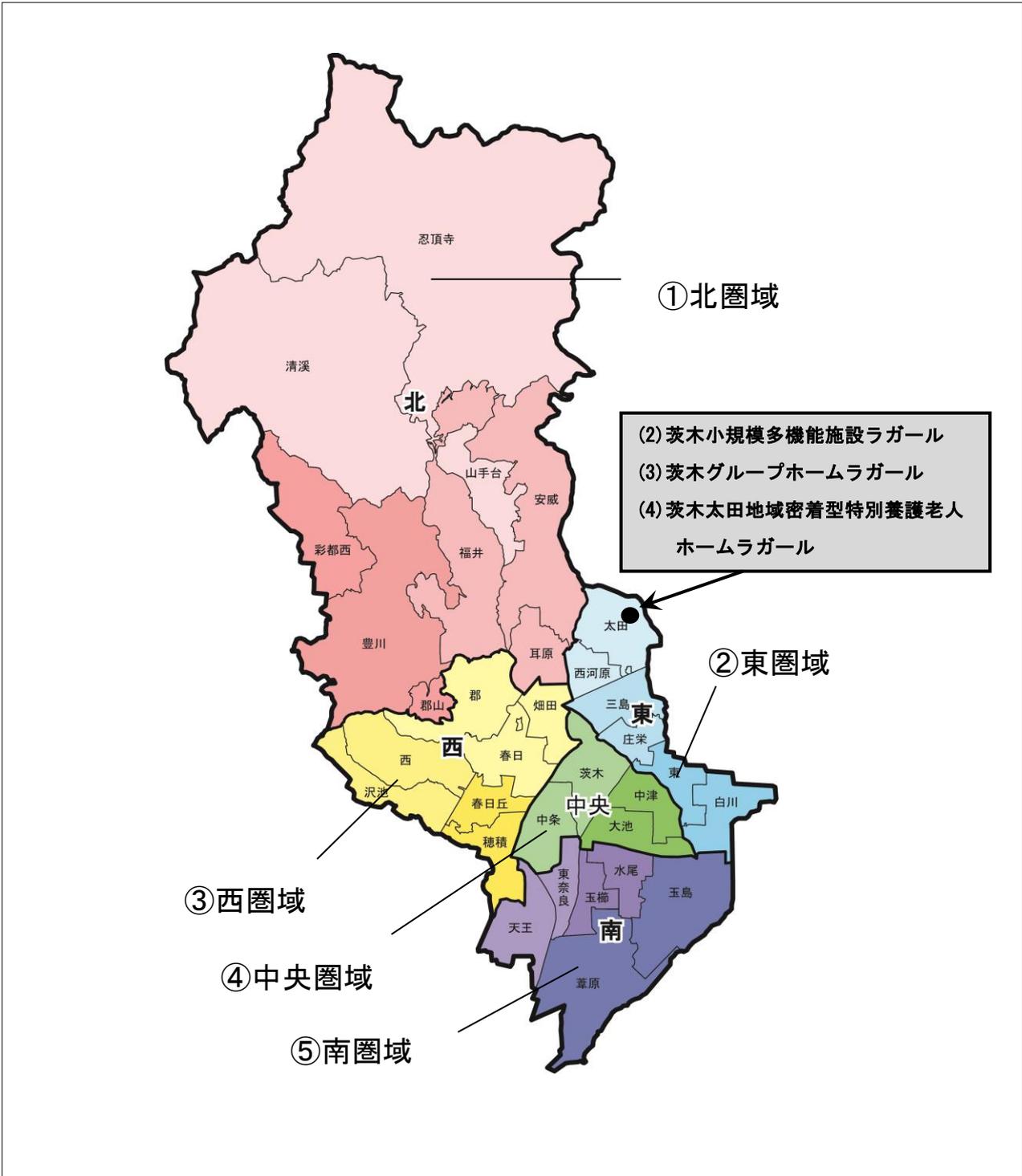
第20条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

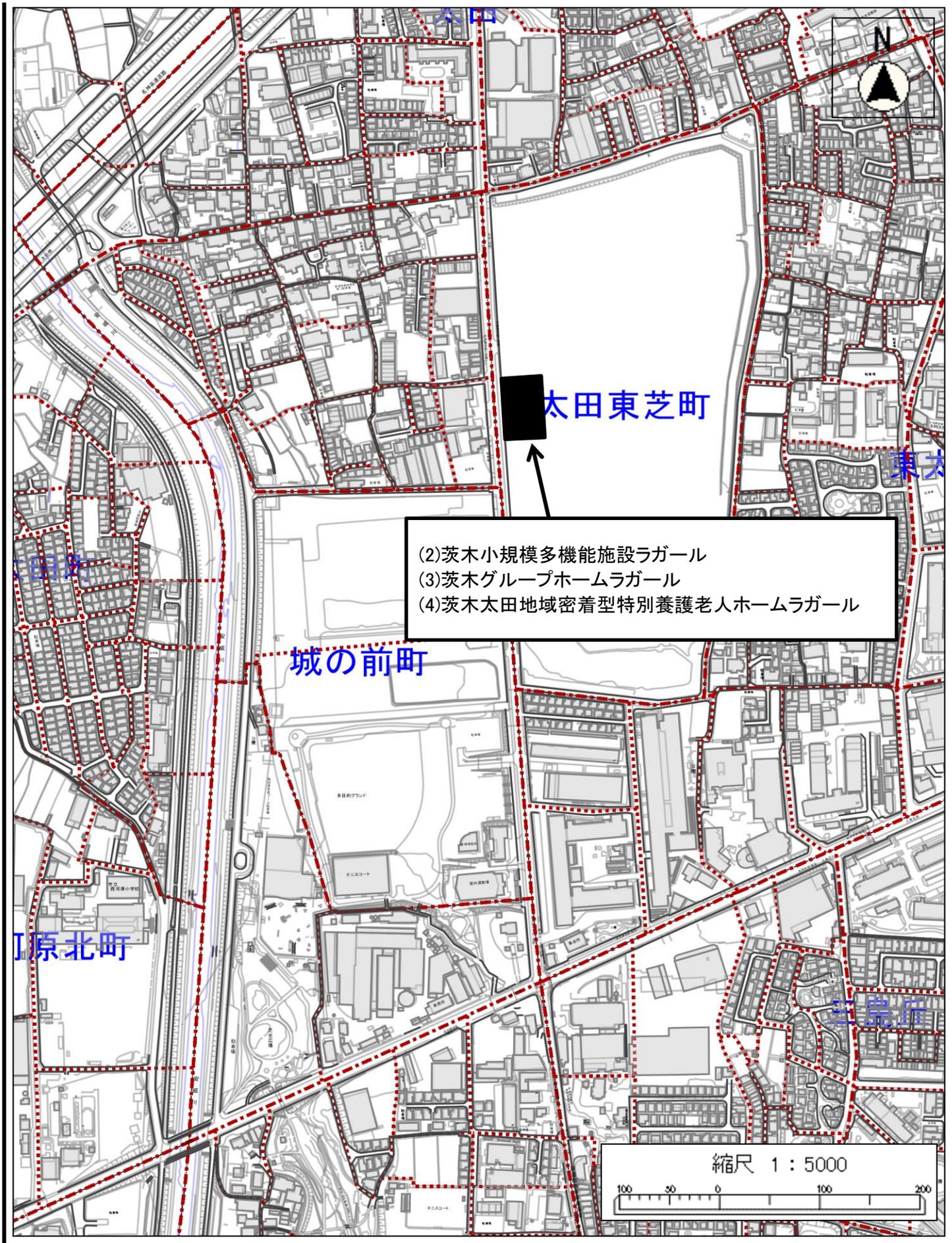
- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 月1回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 4 当事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人弘道福社会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

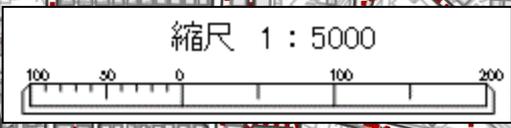
この規程は、令和2年11月1日から施行する。

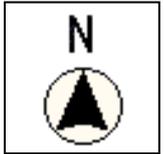
日常生活圏域





- (2)茨木小規模多機能施設ラガール
- (3)茨木グループホームラガール
- (4)茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール





本体施設 大字安威
(茨木特別養護老人ホームラガール)

高槻市

サテライト型居住施設 太田東芝町
(茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール)

府道
46号

安威川

太田東芝町

国道171号

縮尺 1 : 20000

